

提供する訪問看護が 介護保険または医療保険の どちらの適用となるのかご確認ください

介護保険の適用だったということが後日判明し、
報酬請求ができなくなる事例が発生しています。

適切に報酬請求を行うため、患者様(ご利用者様)の疾病や状態等により、医療保険または介護保険のどちらの適用となるのか、サービス開始前に確認をお願いします。(介護保険と医療保険を併用することはできません。)

介護保険の場合は、ケアプランに沿った訪問看護サービスを提供する必要があります。

ケアマネジャーがケアプランを作成し、利用者への説明・同意のうえ、ケアプランを交付してからサービス開始となります。必ずサービス開始前に、担当のケアマネジャー(あんしんすこやかセンターまたは居宅介護支援事業所)へご相談ください。(原則として、遡って介護保険を適用することはできません。)

特に「医療保険が適用される訪問看護」から「介護保険が適用される訪問看護」へ変更する場合、いつから介護保険の適用となるのか、担当ケアマネジャーに情報提供をお願いします。(「訪問看護サービスを提供している」というだけでは、どちらの保険の適用となるのかわからず、適切にケアプランに位置付けることができません。)

介護保険適用の場合は、サービス提供事業所としてケアプランの交付を受ける必要があります。

※なお、介護認定申請中も、暫定ケアプランにより介護保険サービスを提供することができます。(申請日から介護保険が適用となります)

サービス提供後の急なケアマネジャーへの依頼は、担当調整が困難となる場合がありますので、ご留意ください。(なお、ケアマネジャーは、サービス開始前にケアプランの作成ができていない場合や、毎月自宅への訪問(モニタリング)を行っていないと、介護報酬の減算となる場合があります。)

患者様(ご利用者様)の不利益とならないよう、ケアマネジャーとの連携についてご協力をお願いします。